

## 時間単位の年次有給休暇に関する労使協定例

### 時間単位の年次有給休暇に関する協定書

株式会社（以下「会社」という。）と 株式会社従業員代表 は、時間単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）は、すべての従業員を対象とする。

（日数の上限）

第2条 時間単位年休を取得することができる日数は、1年につき5日以内とする。この5日には前年の時間単位年休の繰越し分を含めることとする。

時間単位年休を5日取得したために、前年から繰り越した1日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越し。

（1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休）

第3条 時間単位年休を取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

- |                          |     |       |
|--------------------------|-----|-------|
| (1) 所定労働時間が5時間を超え6時間以下の者 | 6時間 | 下欄 参照 |
| (2) 所定労働時間が6時間を超え7時間以下の者 | 7時間 |       |
| (3) 所定労働時間が7時間を超え8時間以下の者 | 8時間 |       |

（時間単位年休の取得単位）

第4条 時間単位年休を取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

（時間単位年休の取得手続）

第5条 時間単位年休の請求は、遅くとも前労働日の終業時刻までに「時間単位年休取得届」に必要事項を記載して、所属長に届け出るものとする。

（時間単位年休に支払われる賃金額）

第6条 時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

（その他）

第7条 上記以外の事項については、就業規則第 条に定める事項と同様とする。

（協定の効力）

第8条 本協定は、平成 年 月 日より効力を発する。

平成 年 月 日

株式会社	代表取締役	印
株式会社従業員代表	職名	印

第3条ただし書きに規定する短時間勤務者の取扱は、たとえば、所定労働時間が5時間45分の従業員の場合、時間単位年休を取得する場合の1日の時間数が6時間となることを意味し、仮に6日間の年次有給休暇のある者が2時間の時間単位年休を取得した場合、残る年次有給休暇は5日と4時間になります。